

宅地建物取引士証
氏名 井口 直紀 (平成4年9月14日生)
住所 東京都練馬区東大泉3-51-8-902
登録番号 (東京) 第254166号
登録年月日 平成30年5月24日
平成35年5月31日まで有効

東京都知事 小池 百合子

交付年月日 平成30年6月1日
発行番号 第181304820号



従業者証明書
従業者証明番号 150401
従業者氏名 井口 直紀 (平成4年9月14日生)
業務従事する 株式会社シテイートータルプラン
事務所の名称 東京都練馬区東大泉
及び所在地 1丁目37番14号

この者は、宅地建物取引業者の従業者であることを証明します。
明書有効期間 令和1年5月1日から
令和6年4月30日まで

免許番号 国土交通大臣(7)第68214号
東京都知事

商号又は名称 株式会社シテイートータルプラン
東京都練馬区東大泉1丁目37番14号
代表取締役 井口 雅弘

(平成28年2月撮影)

主たる事務所の所在地
代表者氏名



備考

注意事項

- 1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。
- 2 登録が削除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。
- 3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。
- 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。

備考

宅地建物取引業法抜すい

- 第48条 宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。
- 2 従業者は、取引の関係者の請求があったときは、前項の証明書を提示しなければならない。